

令和4年度 福島県新型コロナウイルスワクチン

個別接種促進事業 申請要領

1 趣旨

福島県内の市町村が実施している新型コロナウイルスワクチンの個別接種に御協力いただいた医療機関に対し、福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種推進支援金（以下「支援金」という。）を交付します。

2 対象期間

- 第5期 … 令和4年2月6日（日）から同年3月31日（木）
- 第6期 … 令和4年4月1日（金）から同年6月4日（土）
- 第7期 … 令和4年6月5日（日）から同年8月6日（土）
- 第8期 … 令和4年8月7日（日）から同年9月30日（金）

3 支給基準等

2.対象期間中におけるワクチンの接種実績に基づき、以下の条件に該当する福島県内の診療所・病院に対し支援金を交付します。

（診療所）

- （1）週100回以上の接種を、2に定めるいずれかの期間に4週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり2,000円
- （2）週150回以上の接種を、2に定めるいずれかの期間に4週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり3,000円
- （3）50回以上／日の接種を行った場合には、1日あたり定額で10万円

※（1）と（2）における「週」とは日曜日から土曜日の一週間を指す。

※（1）と（2）の該当する週の重複は不可。

（（2）の該当週を（2）の要件から外し、（1）の要件にはできる。）

※（3）は（1）及び（2）の要件を満たさない週に属する日に限る。

※ 第6期について、4月1日（金）、4月2日（土）を独立した1週とするか、4月1日（金）から4月9日（土）までの9日間を1週とするか、選択することを可能とする。

（病院）

- （4）50回以上／日の接種を行った場合には、1日あたり定額で10万円
- （5）特別な接種体制（※通常診療とは別に、接種の為の特別な人員体制）

を確保した場合であって、1日50回以上の接種を週1日以上達成する週が、2に定めるいずれかの期間に4週間以上ある場合には、(4)に加えて、以下を加算。

医師 1人1時間あたり 7,550円
看護師等 1人1時間あたり 2,760円

※(5)の対象となる日は、1日50回以上の接種を行った日に限る。

なお、集団接種は含まれません。

職域接種については以下の2点を共に満たす場合に請求対象になります。

- ①医師が派遣されて接種する形ではなく、当該医療機関に接種者が出向いてもらう形で接種している。(大学附属病院が当該大学内で接種する場合も含む。)
- ②『中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種』若しくは『文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短大、高専、専門学校職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種』のいずれかである。

4 申請受付期間

第5期・第6期… 令和4年6月6日(月)から令和4年7月29日(金)
第7期 … 令和4年8月8日(月)から令和4年9月30日(金)
第8期 … 令和4年10月3日(月)から令和4年10月31日(月)

5 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ① 請求書
- ② 実績報告書
- ③ 振込先通帳の写し
- ④ 特別な接種体制説明資料(例:勤務シフト表等) ※該当する場合のみ提出
- ⑤ 職域接種に関する実施報告書 ※該当する場合のみ提出
- ⑥ 申請連絡票

6 申請に必要な書類の入手方法

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業の専用ホームページからダウンロードできます。

URL:<https://fukushima-vaccine-kyouryokukin.jp/>

7 申請方法

次の宛先へ「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送して下さい。なお以下の期限までの消印有効とします。

- 第5期・第6期 … 令和4年7月29日（金）
- 第7期 … 令和4年9月30日（金）
- 第8期 … 令和4年10月31日（月）

(宛先)

〒960-8034

福島県福島市置賜町8-30 福島置賜町郵便局留

「福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局」宛て

※封筒等には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※郵便料金は申請者側でご負担をお願いします。

注) 持参による申請は受け付けておりません。

8 通知、支給の決定等

- (1) 申請書類の受理後、申請内容を審査の上、適正と認められるときは、支援金を交付します。
- (2) 申請書類の審査の結果、支給の交付・不交付を決定したときは、それぞれの決定に関する通知をお送りします。

9 留意事項

- (1) ワクチン接種実績については、VRSシステムで集計が行われていることから、同システムに入力されている実績件数と申請書類に記載されている実績件数が異なる場合には、追加で接種実績が確認できる書類（予診票の写しなど）を提出いただくことがあります。
- (2) 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、福島県は支給を取り消す場合があります。
- (3) 申請内容に関して、万が一不正があった場合には、支給を受けた医療機関名などの情報を公表することがあります。
- (4) この事業は厚生労働省が定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき実施しています。要綱の改正に伴い、当要領の改正を行う場合があります。

(問い合わせ先)

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業事務局

TEL：090-1090-2593

平日 9:00~17:00（土日・祝日・12/29~1/3 を除く）

附則

この要領は令和4年6月6日より施行する。

この要領は令和4年7月20日より施行する。